

公益財団法人 東京都公園協会

河川清掃等ボランティア団体助成金申請について

助成対象団体

東京都が管理する河川において、各河川を所管する関係機関と連携し、河川環境保全を目的とした河川に係る清掃や調査、その他環境美化の活動を行うボランティア団体。

助成の対象となる経費

上記活動に直接係る経費の全部又は一部を助成金として交付します。

例：

- 清掃・調査用具 手袋類、ゴミ袋、チリトリ、ほうき類など
- その他環境美化用具 ホース、じょうろ、バケツ、肥料、花苗など
- 文具等 筆記用具、インク、用紙など
- 保護用具等 蚊取り線香、虫除けスプレー、安全メガネなど

助成の対象とならない経費

例：

- 旅費・交通費（外部講師の車代、駐車料金など）
- 飲食代
- 個人に係る保険料
- 金券類（切手、官製はがきなど）
- 農薬類（除草剤、殺虫剤など）
- 団体の管理運営維持に相当する経費（会員向け会報誌、記念誌作成、内部講師への支払、団体の会議開催に関わる費用、事務用パソコンの購入費など）
- 使用目的が限定できないもの（電話代、宛先の確認できないメール便、被服など）
- その他当協会が不適切と判断した費目

助成金の上限

1団体あたり2万円を上限とし、予算の範囲内で助成します。申請金額は2万円を上限としてください。

助成対象の期間

2019年4月1日から2020年3月31日までに支出するもの
(2019年4月1日以降に、既に支払ったものも対象となります。)

申請受付方法等

(1) 提出書類

平成31年度 助成申請受付書(様式1)

(2) 提出方法

提出書類を該当する関係機関にご持参ください。

※該当する関係機関(提出窓口)は「提出窓口一覧」よりご確認ください。

(3) 応募締切

2019年5月23日【必着】

受付後の流れ(予定)

※締切など詳細の日付については、様式送付の際、お知らせいたします。

5月23日 応募締切

6月下旬 申請団体へ様式2～4を送付

平成31年度 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付申請書
(様式2)

平成31年度 助成対象活動に係る活動計画書(様式3)

平成31年度 助成対象活動に係る申請内訳書(様式4)

7月下旬 様式2～4提出締切

8月 助成団体、助成予定金額の決定

助成団体へ様式4の写し、様式5、様式7～9を送付

平成31年度 助成対象活動に係る申請内訳書(様式4)の写し

平成31年度 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付決定について
(様式5)

平成31年度 助成対象活動に係る活動報告書(様式7)

平成31年度 助成対象活動に係る精算内訳書(様式8)

平成31年度 河川清掃等ボランティア団体に対する助成金交付請求書
(様式9)

2月中旬 様式7～9提出締切

3月中旬 助成金精算

平成31年度 助成対象活動に係る精算内訳書(様式8)の写し送付

3月下旬 助成金支払い

助成の可否と助成金額の決定方法

この助成金は、河川環境保全につながる活動を支援することを目的とし、用途はその活動に直接係る用具等の購入費に限られます。受付後、各団体よりご提出いただく「平成31年度 助成対象活動に係る活動計画書（様式3）」「平成31年度 助成対象活動に係る申請内訳書（様式4）」の内容を審査し、前述の目的および用途に合致した場合に助成団体として決定いたします。

※決定した助成金は、前頁で示した「助成の対象とならない経費」には使えません。

その他

- 助成金の支払いは精算払いです。支払いは3月下旬を予定しています。
- 助成金での支払いによる領収書について
 - ・領収書での宛名は、必ず貴団体名での記載とします。
 - ・領収書は、但し書きが記入されたものをご提出願います。但し書きは購入物品を明確に記載してください。
 - ・所属会員個人から所属団体へ発行された領収書は、助成対象外となります。
- 「平成31年度 助成対象活動に係る活動報告書」に活動状況を撮影した写真を添付してください。また助成金を使用して作成した広報物がある場合は添付してください。
- 受付用紙等に記載いただく個人情報河川清掃等ボランティア団体助成事業に係る連絡のみに使用します。他の事業において利用することはありません。
- 助成金交付が決定した際、団体名と活動内容をホームページ等で公開させていただきます。

問合せ先

公益財団法人 東京都公園協会 水辺事業部 調整課 水辺公益係 渡邊、松隈
〒104-0033 中央区新川2-32-2 隅田川係留所 3F
TEL: 03-3553-7240 FAX: 03-3297-4078